

内部通報（ヘルプライン）規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人 KISA2 隊（以下「当法人」という）において、不正行為による不祥事の防止および早期発見、法人の自浄作用の向上、風評リスクの管理、社会的信頼の確保を目的とし、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する）を設け、その運営に関する必要な事項を定める。

第2条（適用範囲）

本規程は、当法人の役員、監事、事務局（事務局長を含む）、およびすべての従業員（臨時雇、契約社員、派遣従業員を含む）に適用される。

第3条（ヘルプライン窓口）

1. 当法人は、内部通報のために以下のヘルプライン窓口を設置する。通報者は電話、電子メール、直接面談等の方法で通報を行うことができる。

- コンプライアンス担当理事
- 監事
- 事務局長
- 外部窓口（第三者機関）

2. 外部窓口を利用することにより、通報者は匿名で通報できる。外部機関は通報内容を公正に審査し、当法人に対して必要な調査および対応を提言する。

第4条（通報者等への不利益処分の禁止）

1. 通報者は、通報を行ったことにより、不利益な取り扱いを受けることはない。通報者保護法に基づき、報復行為や差別的処遇を一切禁止する。

2. 通報者に協力した者や、調査に積極的に関与した者も同様に保護される。

3. 当法人は、「公益通報者保護法」および「内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日消費者庁）を踏まえ、通報者保護のための措置を徹底する。

第5条（通報内容の調査および対応）

1. 通報内容に関して、ヘルプライン窓口の担当者は、速やかに調査を開始し、事実確認を行う。調査結果は、コンプライアンス担当理事および理事会に報告される。

2. 調査結果に基づき、不正行為が認められた場合、当法人は直ちに是正措置を講じ、必要に応じて関係者に対して懲戒処分を行う。

第6条（再発防止策の実施および公表）

1. 当法人は、通報内容に基づく調査結果を踏まえ、再発防止策を策定し、確実に実施する。

2. 必要に応じて、その内容を社会および関係者に対して適切に公表する。

第7条（通報者のプライバシー保護）

通報者の氏名や個人情報、調査の必要性に応じてのみ開示される。通報者のプライバシーを保護するため、可能な限り匿名での通報や情報提供が許容される。

第8条（内部通報制度に関する教育）

当法人は、役員、監事、事務局、および従業員に対して、内部通報制度および公益通報者保護法に関する研修を定期的実施する。

第9条（規程の改定）

本規程は、法令の改正や社会的要請に応じて、理事会の承認を得た上で随時見直し、改定される。

第10条（附則）

本規程は、令和6年9月1日より施行する。